



第3次 豊明市都市計画 マスタープラン

豊明市

< 概要版 >

問合せ先

豊明市 経済建設部 都市計画課
〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1-1
TEL : 0562-92-1114 / FAX : 0562-92-1141
E-mail : tokei@city.toyoake.lg.jp



はじめに

1 都市計画マスタープランとは

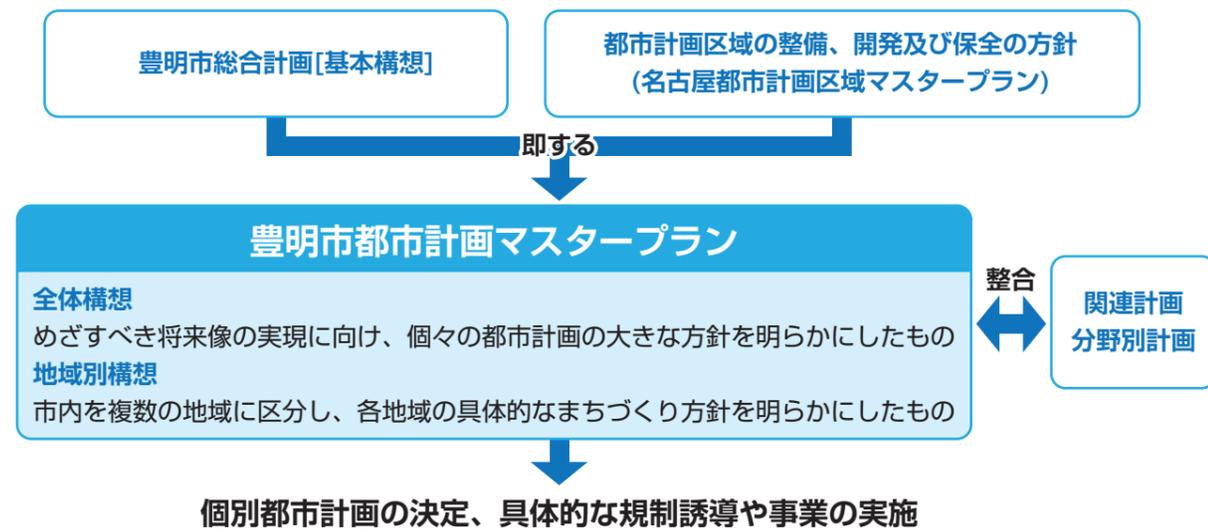
都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

都市計画法第18条の2 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

(2) 法体系における位置づけ



3 計画期間と目標年度

- 都市づくりの目標や将来都市構造：概ね20年後を展望
- 将来計画フレーム、都市づくりの方針等：平成38年度

4 計画推進にあたっての基本的な考え方

本計画に沿った都市づくりの推進

- 関連計画やソフト施策等との連携、調整を図りつつ、本計画に沿って秩序ある土地利用に向けた規制、誘導を図るとともに、本市の骨格を形成する都市施設の整備を効果的かつ効率的に進めていきます。
- 関連する計画や分野別計画について必要に応じて計画内容の見直しや新たな計画策定を進めます。
- 国や県への働きかけや周辺自治体との協議、調整を図り、相互に協力し合いながら、広域的な視点での都市づくりを進めていきます。

市民協働による都市づくりの推進

- 市民や関係団体等をはじめ、多様な主体がそれぞれの役割を果たして、互いの知恵や能力を出し合い、情報共有しつつ、連携・協力のもとで都市づくりを実践します。
- 地域別構想に示された目標や方針に基づきながら、市民が身近なまちづくりに対して自発的・積極的に取り組んでいけるよう、支援を行います。

I 都市づくりの目標

将来都市像

市民のしあわせを支え続け、
未来に向かって活気と活力を生み出す都市
～暮らしやすさを維持・向上させるとともに、経済的にも自立した都市づくり～

都市の現況把握と課題の整理

課題① 市外流出人口の抑制と市内に住み続けることができる受け皿の確保

課題② 市民の健康・生きがいづくり、高齢者の社会参加を促す交流まちづくり

課題③ 適切な人口密度や都市機能の誘導

課題④ 災害に強い都市構造の形成と空家等の対策、減災への取組の促進

課題⑤ 都市機能の集約化と公共交通網の維持・強化の両立

課題⑥ 財政力強化及び新規雇用につながる新たな産業用地の機動的確保

課題⑦ 前後駅周辺や地域の生活中心地での商業・サービス産業の機能強化・充実

課題⑧ 効果的で効率的な都市運営

課題⑨ 豊明の個性と魅力づくり

都市づくりの目標

目標① 生涯にわたり、市民の健康を育み、生きがいづくりを支える

歩いて暮らせる範囲への日常的な生活サービス施設の立地誘導や歩行空間の充実・改善、総合的な健康まちづくりのモデル的展開や歩行者・自転車ネットワークの形成などにより、生涯にわたり市民の健康で豊かな暮らしを育み、誰でも社会参加ができることにより生きがいづくりを支える都市づくりを進めます。

目標② 拠点の利便性を高め、多様な移動手段を確保する

鉄道駅や市役所等の周辺において、日常的な生活利便施設等が立地する拠点の形成を図るとともに、居住機能の集積を高めます。また、多様な居住ニーズに対応した質の高い住宅地と生活利便施設を備えた新たな市街地の形成を計画的に進めます。
これらの地区を公共交通や徒歩・自転車などで移動しやすくすることにより、利便性が高く、多様な交通手段で移動できる都市づくりを進めます。

目標③ 安全・安心でゆとりある暮らしができ、まちの質を高める

老朽建物、狭あい道路等の改善、自然災害による被害の抑制により、安全で安心して暮らせる都市づくりを進めます。都市基盤施設が整備された住宅地等では、住み替えの促進や多様な住宅の供給促進、身近な花づくり運動や農ある暮らしの推進、生活利便性の向上を図ることにより、質の高い居住環境を有する都市づくりを進めます。

目標④ にぎわいと都市の活力をひき出す

前後駅周辺においては、本市の顔となるにぎわい・交流拠点の形成を図ります。あわせて、本市ならではの魅力を高め、多様な交流によるにぎわいを創出します。また、(都)伊勢湾岸道路や主要幹線道路の周辺に、新たな産業系市街地を整備することにより働く場づくりを進め、都市の活力を創出して持続的な発展を支える都市づくりを進めます。

課題②⑤

課題①③⑤⑦

課題①④⑧

課題⑥⑦⑨

将来都市構造

拠点

本市の中心的な鉄道駅である前後駅及び行政・サービス機能が集積する市役所の周辺において、市民生活の利便性を高める多様な都市機能の集積により拠点性を向上させます。その他の拠点では、それぞれの地域特性や求められる役割に応じた機能の集積を図り、個性ある拠点づくりを進めます。

土地利用

安全・安心な居住環境を整えるとともに、日常生活サービスの確保や既存の都市基盤施設の活用を通して、市民の健康増進にも寄与するような、歩いて暮らせる便利で快適なまちづくりを進めます。また、働く場づくりや農地・緑地とのバランスのとれた土地利用を進め、自然豊かな職住近接の暮らしを創出します。

軸

既に整備されている広域交通及び主要幹線道路を活用するとともに、公共交通を活かし、市内外の結びつきや拠点間の連携を強化することで、新たな産業や都市のにぎわい・活力の創出を図ります。

土地利用

【居住ゾーン】

- 住宅地を中心とした現在の土地利用を基本としながら、良好な居住環境の創出を図ります。
- 自家用車に過度に頼らず暮らしやすい生活圏の形成を図ります。
- 現在の市街化区域に隣接し、拠点の利便性が享受できる住宅地形成が可能な地区については、今後の土地利用熟度が高まった段階で、計画的な市街地の形成を図ります。

【田園居住ゾーン】

- 現在の土地利用を基本としながら、周辺の自然環境と調和したゆとりある居住環境の維持を図ります。

【産業ゾーン】

- 工場等が既に立地する地区については、現土地利用・現有機能の維持・強化を図ります。
- 豊明IC周辺や(都)名古屋岡崎線、(都)瀬戸大府東海線沿道については、今後土地利用熟度が高まった段階で、計画的な市街地の形成を図ります。

【農地・緑地ゾーン】

- 無秩序な市街化を抑制し、その保全・活用を図ります。



拠点

【都市拠点】

- 前後駅周辺では、公共交通結節点としての機能強化を図るとともに、商業・業務等の都市機能の集積を促し、本市の玄関口にふさわしい活気と魅力ある拠点形成を図ります。
- 行政・サービス機能が集積する豊明市役所周辺では、既存施設の有効活用を進め、市民の利便性を向上させるとともに、多様な都市機能の集積を高め、交流によるにぎわいの創出を図ります。

【花と食の交流拠点】

- 花のある暮らしと新鮮で安全な地場産食材を提供する憩いの場の確保を検討し、市内からはもとより広域からも多くの人が訪れ、多様な交流が育まれる拠点の形成を図ります。

【歴史と文化の交流拠点】

- 本市の歴史・文化を広く発信し広域からも多くの人が訪れ、多様な交流が育まれる拠点の形成を図ります。

【健康医療福祉拠点】

- 次世代型の健康まちづくりを先導的に実践する拠点の形成を図ります。
- 大学病院にアクセスする各バス路線の機能維持・強化を図るとともに、異業種交流や学術交流、病院や大学の利用者同士の交流をはじめ多様な交流が育まれる拠点の形成を図ります。

軸

【交流連携軸】

- 公共交通の各路線機能の維持・強化を図ることで、拠点間や市外から拠点への交通利便性を高めるとともに活発な人の流れを生み出し、市内外の連携・交流を促進します。

【産業連携軸】

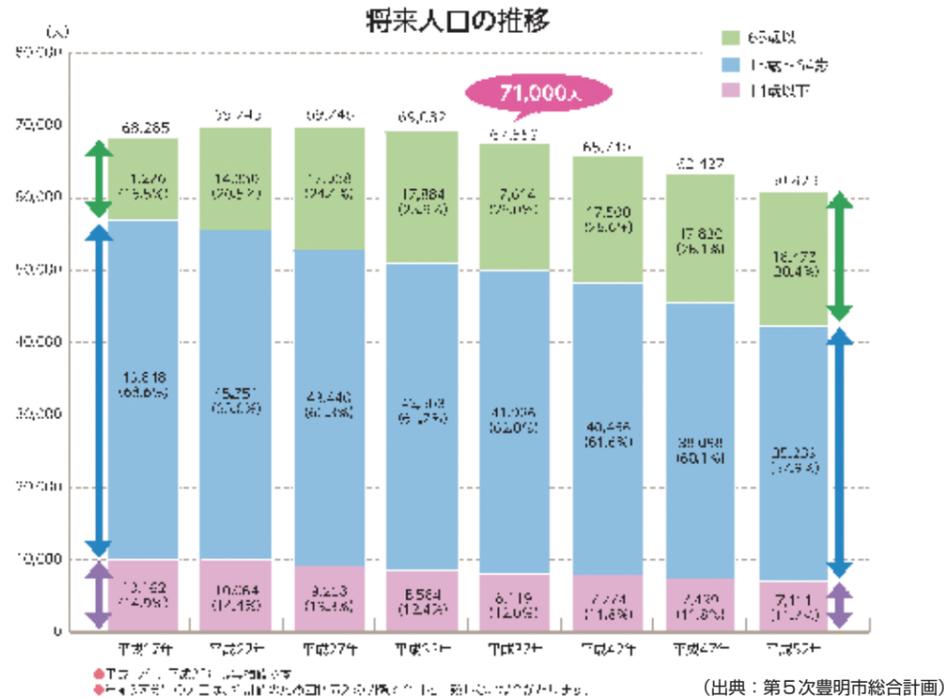
- 円滑な人の移動や物流を確保し、産業活動を支える軸として機能の維持・強化を図ります。
- 豊明IC周辺などで、物流や製造業等の土地利用を誘導し、広域的な交通利便性を活かした都市構造の形成を図ります。
- 他の幹線道路網と一体となって、災害時には、広域的な避難路や緊急輸送路としての機能を担います。

凡例			
	都市拠点		交流連携軸
	花と食の交流拠点		産業連携軸
	歴史と文化の交流拠点		居住ゾーン
	健康医療福祉拠点		田園居住ゾーン
			産業ゾーン
			農地・緑地ゾーン

将来計画フレーム

(1) 将来人口

上位計画である総合計画との整合性を図り、目標年度（平成38年度）における将来人口を**71,000人**と設定します。



(2) 市街地として必要と見込まれる面積（フレーム）

住宅地

- 公共交通利便性に優れる前後駅、中京競馬場前駅、豊明駅周辺及び行政施設等が集積する生活利便性の高い市役所周辺のうち、特に公共交通利便性に優れる前後駅周辺では、より一層人口集積を高め、人口が高密度に集積する市街地の形成を図ります。また、それ以外の地区では、既に人口密度が高い市街地が形成されており、低未利用地も少ないことから、平成22年時点での人口密度を維持できるように市街地の形成を図ります。
- その他の市街地では、良好な居住環境を有する住宅地の形成を図ります。
- 市街化調整区域のうち、市街化区域に隣接し、駅や市役所等の拠点の利便性が享受できる地区において、新たな住宅地（約50ha）の形成を図ります。

産業用地

- (都)伊勢湾岸道路、(都)名四国道、(都)名豊線のIC周辺や主要幹線道路沿道等、立地ポテンシャルの高い地区を中心に新たな工業地や交流施設用地などの産業用地（約72ha）の形成を図ります。

商業地

- 公共交通等でアクセスがしやすい鉄道駅並びに周辺へのサービス提供が期待できる(都)瀬戸大府東海線沿道や豊明団地センター地区など商業機能を誘導すべき場所において、身近に利用できる商業地の形成を図ります。

Ⅱ 都市づくりの方針

Ⅰ 土地利用の方針

- コンパクトな市街地を守り、市民の暮らしやすさを高めていくと同時に豊富な自然資源や歴史文化資源を有効に活用して都市の魅力を高め、質の高い都市生活と活発な交流活動が生み出される都市を形成していきます。
- 将来人口の達成に向け、市街地内に残る低未利用地の宅地化を促進し、適切な人口密度の維持・確保を図るとともに、都市と自然との調和に配慮しながら、計画的に新たな市街地の形成を図ります。
- 市街化区域では、居住機能や商業・医療・福祉などの都市機能の適正な配置・誘導を図るため、現在の用途地域を基本としながら、土地利用の方針に基づき、必要に応じて見直しを行い、土地利用の適正な規制・誘導を図ります。
- 市街化調整区域では、都市機能の分散や無秩序な市街化を抑制するため、開発を適切に規制・誘導し、一団の優良農地や森林等の保全を図ります。



Ⅱ 都市施設整備の方針

(1) 道路

- あらゆる自動車交通需要に安全かつ効率的に対応し、安全で安心な暮らしを支え、にぎわいと都市の活力をひき出すため、体系的な幹線道路網の形成を図ります。
- 生活道路については、日常的な交通安全上の問題を解消するとともに、災害時における緊急車両の通行や住民の避難を容易にするなど防災機能の強化、適切な維持管理を進めます。
- 誰もが安心して移動できる歩行環境を確保します。また、幹線道路の歩道空間等を活用しながら、各拠点や公園、緑地、歴史文化資源を結ぶネットワークの形成を図ります。



(2) 公共交通体系

- 鉄道については、駅周辺での都市機能集積とあわせ、乗り継ぎ利便性の向上など交通結節機能の強化・充実を図ることで、利用を促進して、現在のサービス水準の維持・強化を図ります。
- 路線バスや市内を巡回しているひまわりバスについては、鉄道との連携を強化するとともに、各バス路線の性格を踏まえた機能・役割分担を明確にします。また、利用者ニーズにきめ細かく対応した使い勝手の良い生活交通ネットワークの形成を図ります。

(3) 公園・緑地

- 都市公園が不足する地区を中心に、都市公園のほか、子どもたちの遊び場や地域住民の交流の場の確保を図ります。
- 既存の施設や遊具については、予防保全の視点から、適切な維持管理を進めます。
- 豊富な自然環境の残る二村山緑地の保全と活用を図ります。市街地内では、敷地内の植栽や生け垣等の緑化を促進します。また、市内に点在するため池や樹林地等については、市民が気軽に自然に親しむことができる身近な緑地空間として整備を進めます。



(4) 河川・ため池

- 河川や水路については、引き続き総合的な治水対策を推進します。また、市内に残る大小様々なため池は、適切な維持管理を進めます。

(5) 下水道

- 市街化調整区域で、新たな市街地形成を図る地区、集中浄化槽や農業集落排水施設の供用区域において、公共下水道整備を進めます。また、公共下水道と浄化槽との役割分担を図りつつ、市内全域において、清潔で快適な生活環境を確保します。
- 公共下水道（雨水）については、総合治水の観点から、河川との役割分担を図りつつ、雨水幹線としての治水対策を進めます。

3 市街地整備の方針

- 駅・市役所を核とし、周囲に一定の都市機能が集積する地区において、日常生活利便施設等の立地誘導をさらに進めるとともに、拠点からの徒歩圏において新たな市街地の形成を進め居住機能の集積を図ります。また、拠点間や各拠点から市内外への交通利便性を高めることにより、活発な人の流れを生み出し、交流を促進します。
- 都市基盤施設が未整備な地区においては、狭あい道路や止り道路の解消、民間開発等に合わせた公園整備の促進等により、地域の特性にあった良好な市街地の形成を図ります。
- 市街化区域内に残る低未利用地については、土地区画整理事業や適切な民間開発による宅地化を促進し、有効利用を図ります。
- 公共施設の適正配置や公共施設跡地を含む公的不動産の有効活用を図るとともに、総合的な空家対策を推進します。また、身近な生活圏において高齢者の生活を支える場づくりを進めます。



4 都市防災の方針

- 市城南東部の境川沿いを中心に、下水道機能の強化にあわせ、県や関係機関と連携しながら、引き続き総合的な治水対策を進め、雨水の流出抑制を図ります。また、市内の土砂災害警戒区域等について、警戒避難体制の整備を図るとともに、土砂災害防止施設の整備を関係機関に働きかけます。
- 防災・減災を図るため、建物の不燃化の促進、避難路や避難場所の確保、都市施設や市街地の防災機能の強化等を図るとともに、市民の自主防災活動への支援や防災に関する啓発活動を進めます。
- 防犯パトロールや地域安全ステーションの設置など地域コミュニティが中心となった防犯体制を強化するとともに、防犯設備等の設置を進め、犯罪の抑止力の強化を図ります。

5 環境保全・景観形成の方針

- 既存の豊かな自然環境を活かしながら質の高い居住環境の形成を図るとともに、貴重な自然環境や天然記念物の保全を図ります。また、市内に残る里山や田畑の広がる風景の保全を検討します。
- 国指定史跡の桶狭間古戦場伝説地や沓掛城址をはじめ歴史文化資源の保護及び継承に努めます。また、来訪者呼び込むため、歴史文化資源を活用した観光ルートや史跡周辺の整備、多様な媒体による情報発信などを進めます。
- 本市ならではの景観的特性を活かした良好な景観形成を図るとともに、花のまちづくりを進めます。



III 地域別構想

地域別構想は、市内を5つの地域に区分し、全体構想に示された都市づくりの目標や都市づくりの方針などを受け、各地域の魅力や課題に対して、行政が主体的に取り組むまちづくりの方針及び市民と行政が協力して取り組むまちづくりの方針を明らかにするものです。

地域別構想の策定にあたっては、地域別ワークショップ[※]を開催し、地域の魅力や問題点及びまちづくりアイデアなどの抽出を行いました。

[※]ワークショップとは、「専門家の助言を受けながら、参加者が自ら参加・体験し、共同で何かを学び合ったり創り出したりする場のこと」です。

地域の設定

共通の土地利用の課題を有する地区をもとに、地区のまとまりや活動の母体が形成しやすい自治組織やコミュニティを単位として小学校区を基本としました。

- 豊明小学校区
- 中央小学校区
- 沓掛小学校区
- 双峰・大宮・唐竹・三崎小学校区
- 館・栄小学校区



豊明市都市計画マスタープラン地域別ワークショップ

開催経緯

開催場所 商工会館 1階イベントホール

- 第1回 平成27年11月 8日（日）午後1:30～ テーマ まちの良いところ・悪いところ探し
- 第2回 平成27年12月13日（日）午後1:30～ テーマ 各地域のまちづくりを考えよう！その①
- 第3回 平成28年 1月17日（日）午後1:30～ テーマ 各地域のまちづくりを考えよう！その②
- 第4回 平成28年 2月14日（日）午後1:30～ テーマ まちづくりアイデアをまとめよう！
- 第5回 平成28年 3月13日（日）午後2:00～ テーマ ワークショップ成果の発表会！

ワークショップ風景



豊明小学校区



地域の主要課題の整理

- 前後駅周辺における本市の玄関口にふさわしい活気と魅力の創出
- 豊明IC周辺の活用

地域のまちづくりの目標と方針

■ 行政が主体的に取り組む地域のまちづくりの方針 □ 住民と行政との協働による地域のまちづくりの方針

地域のまちづくりの目標 市の玄関口にふさわしいにぎわいのあるまち

- 花き市場へのアクセスの検討を行います
- 間米地区や大脇地区における多様な居住ニーズに対応した住宅地の形成を図ります
- 豊明IC周辺における道の駅等の誘致や産業用地の形成などの検討を行います
- 前後駅周辺における都市機能の立地誘導や都市基盤施設整備を図ります

- 自然資源や歴史文化資源の魅力向上

地域のまちづくりの目標 歴史や自然などの魅力があるみんなに誇れるまち

- 皆瀬川周辺の清掃活動や緑化の活動を継続して実施します
- 大脇の梯子獅子や阿野一里塚などの歴史文化資源をはじめとした地域の魅力を巡る観光ルートの設定・周知を図るとともに、歴史的な趣が感じられる道標の設置などの整備を進めます

- 歩行者の安全確保
- 幹線道路の整備
- 公共交通の利便性向上
- 防災性の向上

地域のまちづくりの目標 誰もが安全に安心して暮らせるまち

- 通学路等での道路整備や自動車の走行速度抑制などの交通安全対策を進めます
- (都)国道1号東線の概成済み区間の整備を関係機関に働きかけ、(都)桜ヶ丘沓掛線をはじめとした道路整備を進めます
- ひまわりバスのルートやダイヤ等の見直しを行います
- 地域のイベントと連携した公共交通の利用促進策を検討します
- 地域住民が主体となった防災を意識したまちづくりの検討を行います
- 建物の機能更新にあわせた、幅員が4m未満の狭あい道路の幅員確保を進めます

中央小学校区



地域の主要課題の整理

- 花を活かした多様な交流の促進
- 池や公園等の自然資源の活用・魅力向上

地域のまちづくりの目標と方針

■ 行政が主体的に取り組む地域のまちづくりの方針 □ 住民と行政との協働による地域のまちづくりの方針

地域のまちづくりの目標 身近に花があふれる癒しのまち

- 花き市場へのアクセスの検討を行います
- 農業の担い手の育成や農地バンク制度の活用、市民農園の開設など農地活用策を検討します
- まちの魅力を活かした散歩道や広場の整備など地域の憩いの場づくりを進めます
- フラワーボランティアの募集、花を増やす活動の実施など花を活かしたまちづくりを進めます

- 多世代交流の場の確保
- 生活利便性が高い地区の土地利用の検討

地域のまちづくりの目標 誰もが健康に暮らせるまち

- 多世代が利用できる公園整備を検討します
- 道路、公園や調整池の整備により安全な市街地整備を検討するとともに、多様な居住ニーズに対応した住宅地の形成を図ります

- 豊明IC周辺の活用
- 防災性の向上
- 狭あい道路の解消
- 歩行者の安全・安心の確保

地域のまちづくりの目標 いつまでも安心して笑顔で暮らせるまち

- 歩行者の安全で円滑な移動確保のための道路整備や交通安全対策を進めます
- 大久保排水機場につながる水路周辺の流下能力の改善を図ります
- 河川の継続的な維持管理を関係機関に働きかけます
- 豊明IC周辺における道の駅等の誘致や産業用地の形成などの検討を行います
- 建物の機能更新にあわせた、幅員が4m未満の狭あい道路の幅員確保を進めます
- 防犯灯の設置や防犯パトロール等の推進による安全で明るいまちづくりを進めます

沓掛小学校区



地域の主要課題の整理

- 豊かな自然資源の保全・活用
- 緑豊かで良好な居住環境の保全
- 狭あい道路の解消

- 農地の活用や振興
- 周辺の産業集積地等との強い結びつきの活用
- 幹線道路の整備の促進

- 歴史文化資源の周知・活用

地域のまちづくりの目標と方針

■行政が主体的に取り組む地域のまちづくりの方針 □住民と行政との協働による地域のまちづくりの方針

地域のまちづくりの目標 自然あふれる住みやすいまち

- 大狭間湿地周辺の整備、勅使池の遊歩道の維持・利用増進を図ります
- 二村山緑地周辺の樹林地の保全を図ります
- (都)大根若王子線と(都)平手豊明線の交差部分における都市計画道路見直しの調査・検討を行います
- 二村台や勅使台に隣接する地区における良好な住宅地の形成を図ります
- 勅使台団地において良好な住環境の保全、地区計画の見直しを検討します

地域のまちづくりの目標 北の玄関口としてのにぎわいのあるまち

- (都)名古屋岡崎線の早期整備の働きかけ、(都)大根若王子線の整備を進めます
- 広域的な交通利便性に優れた地区における工場や物流施設などの産業用地の形成を図ります
- 農地の保全、主要幹線道路の沿道での農産物等の直売所や道の駅等の立地を検討します

地域のまちづくりの目標 歴史や文化が感じられるまち

- 地域住民からなる任意団体を中心とした歴史文化資源などのネットワーク化の推進、案内看板の作成、歴史文化資源及び周辺の桜のPRを進めます

双峰・大宮・唐竹・三崎小学校区



地域の主要課題の整理

- 藤田保健衛生大学病院を活かした交流の促進
- 自然維持活動を通じた交流の促進

- 安全性の向上
- 豊かな自然資源の保全・活用

- 公共交通の利便性の向上
- 生活利便性が高い地区の土地利用の検討

地域のまちづくりの目標と方針

■行政が主体的に取り組む地域のまちづくりの方針 □住民と行政との協働による地域のまちづくりの方針

地域のまちづくりの目標 誰もが集え、交流があるまち

- ウォーキングイベント開催とあわせた清掃活動を進めるなど、交流しながら地域の美化に取り組むことを検討します
- 藤田保健衛生大学病院との連携による幅広い交流を促進する機会づくりを検討します

地域のまちづくりの目標 緑豊かで安全に安心して暮らせるまち

- (都)大根若王子線と(都)平手豊明線の交差部分における都市計画道路見直しの調査・検討を行います
- 歩行者の安全で円滑な移動確保や渋滞解消のための道路整備や交通安全対策を進めます
- 一時避難場所としての公園の防災対策を検討します

地域のまちづくりの目標 生涯健康に暮らせる人にやさしいまち

- 利用の需要が高い拠点へのアクセス強化による利便性の高い公共交通ネットワークづくりを進めます
- 間米地区における生活利便性の高い住宅地の形成、公園やサイクリングロードの整備などを検討します
- 健康遊具の設置や子どもの遊び場確保など、地区の実情に応じた施設の整備を進めます
- 高齢者の買い物支援のしくみづくりの検討を行います
- 定期的なイベントとの連携や利用啓発活動等による公共交通の利用促進を図ります



地域の主要課題の整理

- 公共交通の利便性向上
- 買い物支援等による高齢者の暮らしやすさの改善
- 空家の対策
- 歩行者の交通安全の確保
- 生活利便性が高い地域の土地利用の検討

- 自然資源の整備促進や活用

- 歴史文化資源の魅力発信
- 散策したくなる環境づくり
- 拠点における交流促進

地域のまちづくりの目標と方針

■行政が主体的に取り組む地域のまちづくりの方針 □住民と行政との協働による地域のまちづくりの方針

地域のまちづくりの目標
誰もが安心して暮らせるまち

- 歩行者の安全で円滑な移動確保のための道路整備や自動車の走行速度抑制などの交通安全対策を進めます
- 利便性の高い公共交通ネットワークづくりを進めます
- 西大根地区における多様なニーズに対応した住宅地の形成を図ります
- 多世代が利用できる公園の整備など、地域の実情に応じた施設などへの更新を進めます
- 高齢者の買い物支援のしくみづくりの検討を行います
- 空家に関する問題への対応策の検討を行います

地域のまちづくりの目標
いつでも身近な自然とふれあえるまち

- 大原公園の供用区域の拡張を進めます
- 市民緑地の維持や地域の緑化の検討を行います

地域のまちづくりの目標
住民同士の交流や観光による交流のあるまち

- 桶狭間古戦場伝説地の魅力向上のための観光ルートの整備、ガイドボランティアやイベントとの連携を通じた知名度の向上を図ります
- 住民同士の交流の場となるサロン等の設置を検討します

IV 本計画の進行管理

- 本計画に基づく施策、事業の進捗状況を庁内で横断的に管理し、その実施や改善を図ることができる仕組みとして、既存の庁内組織である「都市計画マスタープラン推進会議」を継承し、今後も各施策や事業の進捗状況を踏まえながら、必要に応じて主な施策・事業を見直していくなど、柔軟で機動的な進行管理（PDCAサイクル）を行うものとします。
- 上位計画が見直された場合や本計画の策定段階で想定していない社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて本計画を適切に見直していくものとします。

進行管理の方法

- 将来都市像の実現に向けて定めた都市づくりの目標の達成度を定量的に計測できる成果（アウトカム）指標を設定し、計画期間の中間年度及び目標（最終）年度に本指標の計測により評価を実施することとします。
- 都市づくりの方針及び地域別構想における各地域のまちづくりの方針（行政主体の方針、住民と行政の協働による方針）については、道路や公園等の整備実績などの達成状況（アウトプット）を確認することにより評価を実施することとします。

